

こんなときには 届け出が必要です

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方すべてが加入する制度です。届け出を忘れると、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受けられない場合があります。また、不意の事故や病気で障がいが残った時の障害基礎年金や、万一亡くなられたときの遺族基礎年金が支給されなくなる恐れがあります。

次のようなときには、届け出を忘れずに行って、あなたの大切な年金の権利を守ってください。

届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの
退職したとき（厚生年金や共済年金加入者の場合）	第2号被保険者から第1号被保険者になります。（第3号被保険者に該当する場合を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑 ・ 年金手帳 ・ 雇用保険被保険者離職票など
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者になります。	

【被保険者種別】 ・ 第1号被保険者 自営業・学生・無職など
 ・ 第2号被保険者 会社員・公務員など
 ・ 第3号被保険者 会社員・公務員などの被扶養配偶者

【届出先】 保険医療課

教育委員会だより

羽島郡二町教育委員会 ☎245-1133

生きがいを持ち、 活力と連帯感のある人づくり ～そこに心がある～

「生きがいを持ち、活力と連帯感のある人づくり」これは、羽島郡二町教育委員会の社会教育がめざす姿です。

“人づくり”という言葉が聞き慣れない方もいらっしゃると思いますが、岐阜県庁には「人づくり文化課」という課もあり、最近よく耳にする言葉です。

“人づくり”を地域の伝統行事を例にして考えてみましょう。

笠松町には、毎年8月22日に円城寺の秋葉神社で踊りが披露される「円城寺の芭蕉踊」と、4月の笠松春まつりに八幡神社や産霊神社まで毛槍を投げ渡しながらか練り歩く「笠松の奴

行列」の二つの県重要無形民俗文化財があります。

現在、それらの伝統芸能を継承してくださっている方がいます。昔から受け継がれた奥深い人々の心や、道具の管理を継承していくには、かなりの経験を積み重ねた方が必要となります。

演技は小中学生のころから参加し、地域の伝統文化に親しみを持ちますが、その子が高校や大学進学、就職と自分の社会観が広がっていくにつれて、地域の伝統文化から離れていってしまいます。

そういった現状のなかで、伝統文化を継承していく指導者を育てていくことは難しく、後継者不足は深刻です。後継者不足を改善していくためには、どの子も小さいころから伝統行事や地域の行事に参加し、地域で生きていることに誇りを持ち、地域で育てられていることを実感していくことが、活力と連帯感のある“人づくり”であり、地域（郷土）を愛し、地域（郷土）を守るという心が養われていくのです。